

## 就学援助制度

学校の勉強に必要な費用の援助が受けられます。

教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。希望される方は、「就学援助費受給申請書」により申請してください。なお、前年度受給された方でも、今年度も希望される場合は、新たに申請が必要です。

### ● 援助を受けられる方の範囲

- 1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止された方（本年度または前年度）
- 2) 上記以外で前年中の世帯（同居家族）全員の収入額の合計または所得額の合計が下記の認定基準額以下（給与収入と所得収入両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下）の方

### ● 援助を受けられる費用

- 1) 学用品費・通学用品費・校外活動費・給食費（小学校のみ）・新入学児童生徒学用品費・林間臨海学校費・修学旅行費。（限度額あり）
- 2) 学校から治療の指示を受けた学校病（虫歯・トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・はくせん・かいせん・のうかしん・寄生虫病）の医療費

※上記学校病の受診に当たっては、必ず、月ごとに月の受診前に学校または教育委員会事務局指導部学校教育課へ届出し、医療券を受け取ってから、健康保険証と共に医療機関に提出して受診してください。医療券なしで受診された場合、医療券を発行できない場合がありますので、ご注意ください。

なお、就学援助の認否を決定するまでの医療券の発行は、教育委員会事務局で取り扱いますので、世帯の前年中の収入額・所得額のわかる書類（源泉徴収票または申告書の控え等）と印鑑を問い合わせ先（指導部学校教育課教職員人事・学事係 TEL06-6995-3155）までご持参ください。

## ● 申請と認定について

4月から翌年2月までの期間であれば、いつでも申請できます。5月末日までの申請で認定された場合、認定月は4月にさかのぼります。6月以降の場合は、申請月が認定月となります。

申請後、申請書及び収入額等の審査が行われ、認否決定され保護者に郵送で通知されます。

- ・5月末日までの受付分は、8月中旬
- ・6月1日～10月末日までの受付分は、11月末日
- ・11月1日以降の受付分は、3月初旬

## ● 支給について

年3回（9月中旬、12月中旬、3月中旬）に分け、支給予定です。基本的に保護者名義の金融機関口座に振り込まれますが、学校納入金未納者は校長口座へ振り込まれます。

[就学援助制度についての問い合わせ先]

守口市教育委員会 指導課 学校教育課 教職員人事・学事係  
TEL06-6995-3155